

～全ての生徒が安心して教育を受けられるために～

高校生等奨学給付金を支給します

(福岡県私立高校生等奨学給付金募集要項(通常申請分))

福岡県では、平成26年4月1日以降、私立高等学校等に入学した者のうち低所得世帯に対し、高校生等奨学給付金を支給します。

この給付金は、授業料以外の教育費負担を軽減するために支給されるもので、返済は不要です。

1 制度の概要

◆ 対象となる世帯

令和7年7月1日現在、次の全てに該当する世帯

- ・ 保護者等が福岡県内に住所を有すること
- ・ A-①②生活保護受給世帯(高校生等本人に係る生業扶助を受給していること)、B-①②、C-①道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税)である世帯、C-②道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満である世帯で、専攻科に通う生徒の世帯、C-③道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯で、専攻科に通う生徒の世帯
- ※B-①、B-②、C-①の世帯については、均等割のみ課税されている場合も対象となります。
- ・ 生徒が高等学校等就学支援金(又は学び直し支援金)の支給を受ける資格を有する者であること

ただし、以下の要件に該当する場合は対象外となります。

- ・ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されている者
- ・ 他の都道府県又は教育委員会が支給する奨学のための給付金の支給対象となった者
- ・ 保護者等の中に、令和7年1月1日時点で海外に居住しており、住民税の課税情報が取得できない者がいる場合

◆ 支給額

世帯区分		課程	支給額(年額)
A-①、A-② 生活保護(生業扶助)受給世帯		全日制・定時制・ 通信制	52,600円
B (上記Aを除く)	B-① 非課税世帯	全日制・定時制	152,000円
	B-② 非課税世帯(通信制)	通信制	52,100円
C (専攻科のみ)	C-① 非課税世帯	専攻科	52,100円
C-② 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町 村民税所得割の合算額が105,500円未満で ある世帯		専攻科	10,420円
C-③ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町 村民税所得割の合算額が264,500円未満で あり扶養する子が3人以上いる世帯		専攻科	

- ・ 新入生早期分を受給済みの方の通常申請での支給額は、年額から支給済額(年額の4分の1)を差し引いた金額になります。
- ・ 「扶養する子が3人いる世帯」とは市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が3人以上であり、かつ生徒が生計維持者に扶養されていることをいいます。